

山梨県公報

第百九十四号

令和三年

五月三十一日

月 曜 日

目次

公 告

- 随意契約の相手方の決定について……………二六九
- 基本測量の実施……………二六九
- 公安委員会**
- 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………二六九
- 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置……………二七〇

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年五月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
- (一) 名称 山梨県情報セキュリティクラウド運用管理業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和三年四月一日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m

(二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 契約金額 六千七百八万八千六百六十九円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年五月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量(機動観測)

二 測量の地域 山梨県富士吉田市

三 測量の期間 令和三年七月一日から令和四年三月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年山梨県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公安委員会等が所管する手続等を、」を「この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下「情報通信技術活用規則」という。)第十一条及び」に改め、同条中「基づき、」の次に「公安委員会等が所管する手続を、」を加える。

第二条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- (二) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規定を含む）をいう。
同条第四号の次に次の一号を加える。

- (五) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号及び情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をいう。
第二条に次の一項を加える。

- 二 前項に定めるもののほか、この規則で使用用語は、情報通信技術活用法で使用用語の例による。

第三条第一項中「情報通信技術利用条例第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項又は情報通信技術利用条例第三条第一項」に、「入力して、申請等を行わなければならない」を「入力し、又は送信しなければならない」に改め、同条第二項中「入力する」を「入力又は送信する」に改め、同項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用条例第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項又は情報通信技術利用条例第三条第一項」に改める。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第四条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (一) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

- (二) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

- (三) 前二号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

第八条第一項中「情報通信技術利用条例第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項又は情報通信技術利用条例第三条第四項」に改める。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

山梨県警察本部長告示第二十一号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置を次のとおり告示する。

令和三年五月三十一日

山梨県警察本部

本部長 大 窪 雅 彦

- 一 申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術基準

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十二号。以下「規則」という。）第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

- 二 電磁的記録を作成した年月日時等の記録

公安委員会等は、規則第三条第三項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

- 三 申請等を行った者を確認するための措置

規則第三条第二項ただし書に規定する措置は、次の表の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、以下のとおりとする。

ア 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分

（以下この条において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であつて、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この条において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

イ 規則第八条の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

法令等	規定
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第七十八条第一項 第七十八条第四項 第七十八条第五項
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第十六条第二項 第十六条第三項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）	第十七条第一項

四 添付書面を確認するための措置

規則第四条の場合において、規則第三条の規定により申請等を行う者は、書面（規則第四条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

附 則

この告示は、令和三年六月一日から施行する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番